

<学校感染症出席停止期間>

| | 分類の仕方 | 対象疾患 | 出席停止の基準 |
|-----|---|--|--|
| 第一種 | 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の一類感染症と結核を除く二類感染症 | エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト ラッサ熱 マールブルグ病 急性灰白髄炎 ジフテリア 特定鳥インフルエンザ 重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群 ※新型インフルエンザ等感染症 ※指定感染症及び新感染症 | 治癒するまで |
| 第二種 | 空気感染または飛沫感染するもので、児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高いもの | インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 新型コロナウイルス感染症 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 | 発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで ※次ページに詳細がありますので、ご確認ください。 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| 第三種 | 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症 学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるもの | コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 感染性胃腸炎 サルモネラ感染症 カンピロバクター感染症 マイコプラズマ感染症 インフルエンザ菌感染症 肺炎球菌感染症 溶連菌感染症 伝染性紅斑 急性細気管支炎 EBウイルス感染症 単純ヘルペス感染症 帯状疱疹 手足口病 ヘルパンギーナ A・B型肝炎 伝染性膿痂疹 伝染性軟属腫 アタマジラミ 疥癬 皮膚真菌症 | 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |

＜インフルエンザ罹患時の出席停止期間について＞

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで となります。

この場合、発症した日を0日目として数えます。
病院を受診した日から5日ではないため、注意してください。

(例)

| | 0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 | 8日目 |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|
| 発症後、 1日目に解熱 | 発症 | 解熱 | | | | | | | |
| 出席停止 | | | | | | | ⇒登校可能 | | |
| 発症後、 2日目に解熱 | 発症 | | 解熱 | | | | | | |
| 出席停止 | | | | | | | ⇒登校可能 | | |
| 発症後、 3日目に解熱 | 発症 | | | 解熱 | | | | | |
| 出席停止 | | | | | | | ⇒登校可能 | | |
| 発症後、 4日目に解熱 | 発症 | | | | 解熱 | | | | |
| 出席停止 | | | | | | | | ⇒登校可能 | |
| 発症後、 5日目に解熱 | 発症 | | | | | 解熱 | | | |
| 出席停止 | | | | | | | | | ⇒登校可能 |